

賃金不払残業と解消のための取組事例

～厚生労働省「監督指導による賃金不払残業の是正結果(令和3年度)」より～

◆企業の賃金不払い

賃金の不払いは、労働者の生活に直結する大きい問題であることから、最も労働基準監督署(労基署)に相談が寄せられやすいものの一つです。「残業時間に対して給与が支払われない」という情報をもとに、労基署から企業に監督指導が実施されるケースは多く、不適切な管理をしている企業は、このような監督指導によって対応を迫られることになります。

◆1企業当たりの遡及支払の平均額は609万円

厚生労働省は、労基署の監督指導により、令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)に不払いとなっていた割増賃金が支払われたもののうち、支払額が1企業で合計100万円以上である事案をまとめて公表しています。それによれば、1,069企業(前年度比7企業の増)が100万円以上の割増賃金を遡及支払しています。また、1企業当たりの支払われた割増賃金額の平均額は609万円、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは115企業となっています。



◆賃金不払残業の解消のための取組事例

本取りまとめでは、あわせて賃金不払残業解消のための取組事例も紹介しており、以下のようなものが挙がっています。

- ◎各施設の管理者を対象とした労働時間の適正な管理に関する研修会を実施。
- ◎適正な労働時間管理に関することを人事評価の項目として新しく設けることや管理者が労働者に労働時間を正しく記録することについて継続的に指導を実施。
- ◎管理者が月に2回パソコンの使用記録と勤怠記録の確認を行い、2つの記録に乖離がある場合については、労働者に乖離の理由を確認。

残業時間を過少申告する風潮があることが原因となっている企業は少なくないようです。改めて自社の実態を点検してみてもいいかもしれません。

☆☆☆☆☆ フォルテ労務より ☆☆☆☆☆ 9月3日(土)に掛川三の丸広場で土井酒造場の創業150周年記念をメインイベントとした「掛川開運祭り」が開かれました。多くの方が県内外より集まり、飲食、ダンス、音楽と賑やかな1日となりました。



10月から変更になること

1. 静岡県の最低賃金が944円(今までは913円)になります。(10月5日～)
※ 特定産業別最低賃金が適用される企業は、どちらか高いほうの金額が適用されます。
2. 雇用保険料率に変更されます。給料支払いの際は、従業員負担①の率で控除して下さい。

事業の種類	雇用保険料率①+②	従業員負担①	会社負担②
一般の事業	13.5/1000	5/1000	8.5/1000
農林水産・清酒製造事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000
建設の事業	16.5/1000	6/1000	10.5/1000

3. 育児・介護休業法が改正になります。(出生時育児休業制度や育児休業の分割取得など)
4. 雇用調整助成金の生産指標の変更及び助成金上限額の引き下げ(現時点9/15では予定)

☆ 改正や変更事項が多くあります。詳細については当事務所までお問い合わせください。